

オープンカウンター方式による見積合せの公示

次のとおり、オープンカウンター方式による見積合せを実施します。

令和8年10月7日

独立行政法人都市再生機構

総務部長 田原 浩幸

1 調達内容

- (1) 調達件名 令和8年度団地修繕費実績データ整理等業務
- (2) 調達品等の特質・数量等 仕様書による。
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和8年12月18日まで
- (4) 納入場所 独立行政法人都市再生機構 技術監理部企画課
- (5) 見積方法

見積金額は、総価を記載すること。

契約の相手方の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって決定価格とするので、見積書を提出する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

2 参加資格

- (1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。
- (2) 見積書提出時において令和7・8年度当機構東日本地区物品購入等の契約に係る競争参加資格審査において「役務提供」の資格を有すると認定された者であること。
※「全省庁統一資格」は当機構の競争参加資格とは関係ありませんのでご注意下さい。
- (3) 公示日から見積合せ日までの期間に、当機構から本件業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。
- (4) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者若しくはこれに準ずる者でないこと。
- (5) 本公示、仕様書及びオープンカウンター方式による見積合せ説明書等を承諾していること。

※オープンカウンター方式について

<https://www.ur-net.go.jp/order/aratanatorikumi.html>

3 見積書の提出場所等

(1) 見積書の提出場所及び見積手続等に関する問合せ先

〒231-8315

神奈川県横浜市中区本町六丁目50番地1 横浜アイランドタワー（5階受付）

※5階入札室前オープンカウンター専用見積書投函箱に投函すること。

独立行政法人都市再生機構 総務部会計課

電話 045-650-0189

(2) 見積書の提出期限及び提出方法

① 提出期限 令和8年10月14日（水）16時00分

②提出方法 持参又は郵送とする。但し、郵送による場合は書留郵便とし、同日同時刻必着とする。この場合、二重封筒とし、表封筒に見積書在中の旨を朱書きのうえ、(1)の当機構会計課宛送付すること。

(3) 見積合せの日時

見積書の提出期限後、遅滞なく実施する。なお、見積参加者の立会は求めない。

4 その他

(1) 契約保証金 免除

(2) 契約書作成の要否 要

請負契約書（製造・役務）案により、契約書を作成するものとする。

都市機構ホームページ『入札・契約情報』掲載の様式等を参照。

(<https://www.ur-net.go.jp/order/sanka.html>)

また、同日付で「個人情報等の保護に関する特約条項」及び「外部電磁的記録媒体の利用に関する特約条項」を締結すること。

(3) 見積りの無効

本公示に示した競争参加資格のない者のした見積り及び見積りに関する条件に違反した見積りは無効とする。

(4) 契約の相手方の決定方法

独立行政法人都市再生機構会計規程第52条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な見積りを行った者を契約の相手方とする。

(5) 競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2(2)に掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も、上記3(2)により見積書を提出することができるが、競争に参加するためには、見積書の提出と同時に当該資格審査に係る申請書を提出し、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けなければならない。

(6) 貸与資料等の閲覧

令和8年10月7日（水）から10月13日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前10時から午後4時まで（ただし正午から午後1時までの間は除く）4（7）記載の場所で仕様書6 貸与資料に記載する資料の例等を閲覧に供する。なお、閲覧に際しては、事前に4（7）記載の連絡先に連絡すること。

(7) 仕様書の内容及び閲覧資料に係る質問等の受付先

〒231-8315 神奈川県横浜市中区本町六丁目50番地1

独立行政法人都市再生機構 技術監理部企画課 担当：前田

電話 045-650-0913

以 上

見 積 書

金 _____ 円也 (税抜)

ただし、令和8年度団地修繕費実績データ整理等業務

オープンカウンター方式による見積合せ説明書を承諾の上、見積りします。

令和 年 月 日

住 所

会社名

代表者

印 ※1

独立行政法人都市再生機構

総務部長 田原 浩幸 殿

※1 本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担 当 者（会社名・部署名・氏名）：

※2 連絡先（電話番号） 1 ：

連絡先（電話番号） 2 ：

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。

押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。

個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1 回線の記載も可。

表

独立行政法人都市再生機構

総務部長 田原 浩幸 殿

（令和8年度団地修繕費実績データ整理等業務
見積書）

（押印省略）

裏

封

所在地

会社名

代表者

※登録番号

- ※ HP 又は競争参加資格認定通知書に記載されている登録番号を記載すること。
 なお、競争参加資格を申請中の者にあつては、「競争参加資格申請中」と記載すること。
 提出された見積書については、開封の前後を問わず、引換え、変更又は取消しをすることができないことから、登録番号の記載漏れ、間違い等については無効となるので注意すること
- ※ 掲示等又は協商入札等執行通知書に記載のある組織、役職及び氏名を記載すること。
- ※ 押印を省略する場合は、封筒に「(押印省略)」と朱書きすること。

仕 様 書

1 業務名称

令和 8 年度団地修繕費実績データ整理等業務

2 履行場所

独立行政法人都市再生機構本社技術監理部 企画課（以下、「発注担当課」という。）

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和 8 年 12 月 18 日まで

4 業務の目的

当該業務は、UR が行う団地修繕費実績の分析等に先立ち、一部の対象団地の過去 15 年分の団地修繕費実績の情報を加工、修正することを目的とする。

5 業務の内容

団地修繕費実績データ整理等に係る以下の業務

今後の分析等及び修繕費実績の更新に配慮し、更新性を念頭に作業を実施する。

① 整理前事前打合せ及び検討

- ・ 当機構のシステム（以下「保全システム」という。）から出力されたデータ「団地別の修繕費実績（csv ファイル）」の分析にあたり、UR が整理した必要項目とその加工及び整理方法について、事前に確認を行う。
- ・ 必要に応じて受発注者双方で改善検討を行い、加工及び整理方法を決定する。

② 加工

- ・ 当機構のシステム（以下「保全システム」という。）から出力されたデータ「団地別の修繕費実績（csv ファイル）」の分析に必要な列、数式の入力を行う。
- ・ 主な内容は以下の通り。
 - 住戸表示の細分化（10 桁程度の数字から、街区、住棟、住戸番号に分解し、それぞれ列を追加する）
 - 債務年月日の加工（yyyy/mm/dd の数字から、債務月、債務年度に分解し、それぞれ列を追加する）
 - 工事対象住棟が十分でない項目に、適切な住棟の行を追加し修繕費の按分を行う
 - 工事対象住棟が不明な項目に、適切な住棟の行を追加し修繕費の按分を行う

③ 整理

- ・ 本来複数住棟が対象となる工事において、全ての棟に修繕費が按分されていない場合は、保全システムから出力されたデータ「修繕履歴」を基に、工事対象住棟の行を追加し、修繕費の按分を行う。
- ・ 当機構の指示するデフレーター指数を基に、すべての工事費に指数を乗じる。

6 貸与資料

- ・ 2011 年～2025 年における対象団地（20 団地）の団地の修繕費実績
- ・ 対象団地（20 団地）の修繕履歴

7 業務の進め方

業務を行うに当たっては、発注担当課担当者と十分協議を行うものとする。

打合せは初回打合せ 1 回、修正前事前打合せ 2 回（検討及び必要な資料作成は除く）整理作業中の中間打合せ 1 回を想定する。

8 提出成果物等

団地修繕費実績データ CD-ROM 2部
・最終版 Excel データ

9 納入場所

発注担当課

10 個人情報保護について

個人情報については、「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」、「独立行政法人都市再生機構個人情報保護規程（平成 17 年規程第 1 号）」、「都市機構情報セキュリティ基本方針」及び「都市機構情報セキュリティ対策基準」を遵守すること。

11 その他

- (1) 本業務を行う上で、発注担当課担当者の承認を得ずに貸与品を自らまたは第三者に利用及び複写並びに複製等を行ってはならない。
- (2) 本業務を行う上で、その業務に関して知り得た情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。また、本業務に関して取り扱う情報は、漏えい及び滅失並びにき損の防止その他の適切な管理に必要な措置を実施しなければならない。
- (3) 本業務における生成 AI の取扱いについては、別紙「受注者等が生成 AI を利用する場合における取扱いについて」を参照すること。本業務において、発注時点で個人情報等（仕様書別紙に定める氏名等及び同意取得個人情報を除く。）、第三者の秘密情報及び利用権限のない著作物等以外に発注者が指定する生成 AI への入力等禁止情報はない。
- (4) 業務上、独立行政法人都市再生機構庁舎内等に立ち入る場合は、あらかじめ立ち入る者の氏名等を発注担当課担当者に通知し、立ち入る者の氏名等を表す名札を着用させなければならない。
- (5) この仕様書に定めのない事項は、発注担当課担当者と協議しその指示に従うものとする。

以 上

受注者等が生成 AI を利用する場合における取扱いについて

本別紙は、仕様書の一部を構成するものであり、本業務において受注者等が生成 AI を利用する場合の条件及び手続を定めるものである。受注者等は、本業務において生成 AI を利用する場合には、本契約及び仕様書に従い、生成 AI 及び生成物を適正に取り扱わなければならない。

1 目的及び適用

- (1) 本別紙は、生成 AI の適切な活用により本業務の効率化及び品質向上を図るとともに、情報漏えい、不正確な出力、第三者の権利侵害その他のリスクを適切に管理することを目的とする。
- (2) 本別紙は、受注者（請負者、受託者その他名称を問わず本業務を実施する者をいう。）又は当該受注者から本業務の全部若しくは一部について再委託若しくは下請負を受けた者（これらの者からさらに再委託又は下請負を受けた者を含み、これらを総称して「再委託先等」という。）（以下、「受注者等」という。）が、本業務の遂行手段として自ら契約し、又は管理する生成 AI を利用する場合に適用する。
- (3) 本業務において受注者等のいずれも生成 AI を利用しない場合、本別紙別添「生成 AI の取扱いに関する確認書兼誓約書」（以下、「確認書兼誓約書」という。）の発注者への提出は要しない。

2 用語の定義

- (1) 「生成 AI」とは、人工知能に関する技術を用いて、利用者による情報の入力又はアップロード（以下、「入力等」という。）に応じ、文章、画像その他の情報を生成する機能を有するシステム、プログラム又はクラウドサービスをいう。
- (2) 「生成物」とは、受注者等が生成 AI を利用して得た文章、画像その他の情報をいう。
- (3) 「個人情報等」とは、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に規定する個人情報及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）に規定する個人番号を含む情報をいう。
- (4) 「氏名等」とは、発注者の職員及び受注者等の氏名、役職、所属及び業務用連絡先のうち、本業務の遂行に必要なものをいう。
- (5) 「同意取得個人情報」とは、発注者又は受注者等が、本人に対し、本業務において生成 AI に入力等すること、その利用目的及び入力等する個人情報の項目をあらかじめ明示し、本人の同意を得た個人情報をいう。ただし、要配慮個人情報及び個人番号を含む情報を除く。

3 生成 AI を利用するための条件及び手続

- (1) 受注者等は、本業務の遂行のために生成 AI を利用することができる。ただし、「4 入力等条件」の全てを満たし、「5 利用する生成 AI の安全要件」（以下、「安全要件」という。）の全てに適合する場合に限る。なお、再委託先等に生成 AI を利用させない場合は、安全要件 No. 9 は適用しない。
- (2) 受注者は、生成 AI の利用開始前に、あらかじめ確認書兼誓約書を発注者に提出しなければならないものとし、受注者等は、発注者から当該生成 AI の利用を開始して差し支えない旨の連絡を受けた後、利用を開始するものとする。なお、受注者による確認書兼誓約書の提出及び発注者による当該連絡又は(4)に基づく発注者の確認若しくは措置は、発注者が生成 AI の安全性又は適合性を保証するものではなく、受注者等の本契約及び本別紙に基づく義務及び責任を免除又は軽減するものではない。
- (3) 受注者等が複数の生成 AI サービス又は契約プランを利用する場合、受注者は、それぞれについて安全要件への適合を確認し、生成 AI サービス又は契約プランごとに確認書兼誓約書を作成し、発注者に提出しなければならない。
- (4) 発注者は、確認書兼誓約書の記載内容を確認し、記載内容に不備がある場合又は受注者等による生成 AI の利用が本契約及び本別紙に適合しないと認める場合、受注者等に対し、確認書兼誓約書の修正、当該利用の停止その他必要な措置を求めることができる。

4 入力等条件

- (1) 受注者等は、次に掲げる情報を生成 AI に入力等してはならない。

区分	生成 AI に入力等してはならない情報
ア	個人情報等（氏名等及び同意取得個人情報を除く。）
イ	第三者の秘密情報（受注者等が第三者に対して秘密保持義務を負う情報をいう。）
ウ	受注者等が利用する権限を有しない著作物その他第三者の権利の対象となる情報
エ	発注者が生成 AI への入力等を禁止した情報

- (2) 氏名等は、議事録の作成その他本業務の遂行に必要な範囲で入力等することができる。
- (3) 同意取得個人情報は、本人に明示した利用目的の達成に必要な範囲に限り、生成 AI に入力等することができる。この場合、受注者等は、入力等を行う前に、発注者又は受注者等が、本人に対し、本業務において生成 AI に入力等すること、その利用目的及び入力等する個人情報の項目をあらかじめ明示し、本人の同意を得ていることを確認しなければならない。

- (4) 発注者は、本業務の内容、情報の性質その他の事情を踏まえ、生成 AI への入力等を禁止する情報を指定することができ、受注者等は、当該指定に従わなければならない。
- (5) 受注者等は、入力等を行う情報を本業務の遂行に必要な範囲に限定するものとし、入力等可否に疑義がある場合は、当該情報を入力等する前に、あらかじめ発注者に確認するものとする。

5 利用する生成 AI の安全要件

受注者は、自らの責任において、利用規約、サービス仕様、利用環境、設定その他必要な事項を確認し、利用する生成 AI 及びその利用に係る管理体制が次の安全要件に適合することを確認しなければならない。ただし、再委託先等に生成 AI を利用させない場合は、No. 9 は適用しない。

No.	安全要件
1	入力等情報及び生成物が、生成 AI モデルの学習、再学習、追加学習、性能向上及びサービス改善に使用されないこと。
2	入力等情報及び生成物が、本業務の遂行に必要な範囲を超えてサービス提供者又は第三者に使用又は提供されないこと。
3	入力等情報及び生成物が、物理的又は論理的に他の利用者から分離して管理され、閲覧、取得又は使用されない環境であること。
4	入力等情報及び生成物が、通信時及び保存時の暗号化その他の技術的措置により、第三者による不正なアクセス、漏えい、改ざん又は滅失から適切に保護されること。
5	受注者等が組織として管理するアカウント（事業者向けの契約に基づくものに限る、個人の利用を前提とするプラン又は利用規約の内容を個別に確認することができないサービスに係るものを除く。）を使用し、利用者及びアクセス権限を本業務に必要な者及び範囲に限定するとともに、適切な認証管理が行われていること。受注者等は、生成 AI の利用者の一覧を作成し、本業務の期間中これを最新の状態に保持すること。

No.	安全要件
6	生成 AI サービス上における入力等情報及び生成物の保存の有無、保存場所及び保存期間が明確であり、保存されない設定又は本業務の遂行に必要な最小限の期間に限り保存され、当該期間の経過後若しくは本業務終了後に削除される設定若しくは運用となっていること。ただし、次に掲げる情報については削除を要しない。この場合、受注者等は、本業務における生成 AI の利用終了後、当該情報を本業務以外の目的で利用し、又は生成 AI による新たな処理に用いないこと。 (ア) 受注者等又はサービス提供者が、法令遵守、セキュリティ確保その他これらに準ずる目的で保持する情報であって、受注者等が削除することができない情報 (イ) 生成 AI サービスの機能若しくは仕様又は情報の管理単位により、本業務に係る情報を合理的に区分して削除することが困難な情報
7	サービス上の利用履歴等の記録により、サービス所定の保存期間内に利用状況を確認できること。
8	入力等情報及び生成物を本業務の遂行に必要な範囲でのみ取り扱い、本業務以外の目的で使用し、又は発注者の承諾なく第三者に提供しないために必要な管理が行われていること。
9	再委託先等に生成 AI を利用させる場合に、当該利用が本契約に反しないことを確認するとともに、当該再委託先等に本項の安全要件を遵守させるために必要な管理が行われていること。
10	事故、本項の安全要件への不適合又はこれらのおそれを把握した場合に、直ちに生成 AI の利用を停止し、速やかに発注者に報告するための体制が整備されていること。
11	利用規約、契約プラン、利用環境、設定等の変更を把握し、変更後の利用開始前に No. 1 から No. 10 の安全要件への適合を再確認するための管理が行われていること。

6 生成物の確認及び利用

- (1) 受注者等は、生成物を本業務に係る判断、処理、成果物の作成、発注者への提出物の作成その他本業務の遂行に利用する場合、自らの責任において、その内容及び利用の適否を確認し、必要な修正を行わなければならない。
- (2) 受注者等は、生成物のみに基づいて本業務に係る判断その他の業務遂行を行ってはならない。
- (3) 受注者等は、生成物に虚偽若しくは誤り、第三者の著作権その他の権利を侵害する内容、偏見及び差別を含む内容又は本業務に不適切な内容が含まれていないことを確認しなければならない。

- (4) 受注者等は、(1)から(3)までの確認の結果、生成物に修正を加えずに、成果物、発注者への提出物その他発注者に提示する資料等に使用する場合、生成 AI を利用して作成した旨を当該成果物等に明記しなければならない。
- (5) (4) の明記は、受注者等の本業務に関する義務及び責任を免除又は軽減するものではない。

7 適合状態の維持、変更時の対応及び利用終了

- (1) 受注者は、生成 AI の利用期間中、安全要件への適合状態を維持するとともに、再委託先等に維持させなければならない。ただし、再委託先等に生成 AI を利用させない場合は、安全要件 No. 9 は適用しない。
- (2) 利用規約、契約プラン、利用環境、設定その他安全要件への適合に影響する事項に変更があった場合、受注者は、変更後の生成 AI 利用開始前に、安全要件への適合状態を再確認しなければならない。
- (3) 受注者等は、(2)の再確認により、安全要件への適合を確認できない場合、当該生成 AI を利用してはならない。
- (4) 受注者は、(2)の再確認の結果、確認書兼誓約書の「1 基本情報及び利用する生成 AI」の記載内容に変更が生じる場合、変更後の利用開始前に、変更後の確認書兼誓約書を発注者に再提出しなければならない。受注者等は、発注者から変更後の内容で当該生成 AI の利用を開始して差し支えない旨の連絡を受けた後に、利用を開始する。
- (5) 生成 AI の利用を終了した場合、受注者等は、安全要件 No. 6 記載の運用に従い、生成 AI サービス上の入力等情報及び生成物を削除し、又は削除されることを確保しなければならない。なお、同 No. 6 に定める受注者等が削除を要しない情報については、削除対象に含まないが、受注者等は、本業務における生成 AI の利用終了後、当該情報を本業務以外の目的で利用し、又は生成 AI による新たな処理に用いてはならない。
- (6) 受注者は、発注者から求めがあった場合、再委託先等による利用を含む生成 AI の利用状況、安全要件への適合状況及びこれらの確認方法を説明し、必要な資料を提示しなければならない。

8 事故、不適合等への対応

- (1) 受注者は、事故、安全要件への不適合又はこれらのおそれを把握した場合、直ちに生成 AI の利用を停止し又は再委託先等に利用を停止させ、発生した事象、影響範囲及び講じた措置を速やかに発注者に報告しなければならない。
- (2) 受注者は、発注者の求めに応じ、必要な調査、是正、影響拡大の防止、再発防止その他の対応を行わなければならない。
- (3) 受注者は、発注者から求めがあった場合、安全要件への適合を確認した方法、事故等への対応状況を説明し、必要な資料を提示しなければならない。

9 再委託

- (1) 受注者は、再委託先等に生成 AI を利用させる場合、当該利用が本契約及び本別紙に反しないことを確認した上で、当該再委託先等に本別紙及び確認書兼誓約書に定める受注者の義務と同等の義務を課し、これを遵守させなければならない。
- (2) 再委託先等による生成 AI の利用及び生成物の取扱いについて、受注者は、自ら行った場合と同様に、本契約及び本別紙に基づく責任を負う。
- (3) 受注者は、再委託先等が利用する生成 AI についても、その利用開始前に、当該再委託先等を明記した確認書兼誓約書を提出しなければならない。

10 成果物としての生成 AI システムとの関係

- (1) 発注者が利用することを目的として、本業務の成果物として生成 AI システムを構築又は導入する場合であっても、受注者等が本業務の遂行手段として別の生成 AI を利用するときは、その利用に本別紙を適用する。
- (2) 成果物として構築又は導入される生成 AI システムそのものの仕様、利用条件、検証及び導入後の運用管理については、仕様書その他発注者が定める条件による。

11 本別紙への違反等

受注者等が本別紙又は確認書兼誓約書に違反した場合、発注者は、生成 AI の利用停止、是正、再発防止策の提出その他必要な措置を求めることができる。この場合において、発注者は、本項に定める措置に加え、本契約に基づく解除、損害賠償請求その他の権利を行使することができる。

以 上

生成 AI の取扱いに関する確認書兼誓約書

本確認書兼誓約書（以下、「本書」という。）は、仕様書別紙「受注者等が生成 AI を利用する場合における取扱いについて」（以下、「仕様書別紙」という。）に基づき、受注者等が本業務において生成 AI を利用する場合に、利用する生成 AI 及び安全要件への適合状況を受注者が確認するとともに、仕様書別紙に定める条件及び手続を遵守することを誓約するものです。

1 基本情報及び利用する生成 AI

契約件名	
受注者名	
生成 AI サービス名	
提供事業者	
契約プラン	
基盤モデル（モデルの名称（系列））	
本業務における利用期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
再委託先等	再委託先等による利用： ☐ 無 ☐ 有 (会社名称：)

複数の生成 AI サービス又は契約プランを利用する場合は、サービス又は契約プランごとに本書を作成するものとします。基盤モデルを複数のモデルから選択可能なサービスを利用する場合は、本業務で利用するモデルを記載してください。また、再委託先等が生成 AI を利用する場合、受注者は、当該再委託先等に係る別葉の確認書兼誓約書を提出するものとします。

2 安全要件への適合確認

受注者は、自らの責任において、利用規約、サービス仕様、利用環境、設定その他必要な事項を確認してください。利用する生成 AI 及びその利用に係る管理体制が以下の安全要件に適合していることを確認した上で、確認結果欄の「適合」にチェックしてください。ただし、再委託先等に生成 AI を利用させない場合は、No. 9 の「該当なし」にチェックしてください。

No.	安全要件	確認結果
1	入力等情報及び生成物が、生成 AI モデルの学習、再学習、追加学習、性能向上及びサービス改善に使用されないこと。	☐ 適合

No.	安全要件	確認結果
2	入力等情報及び生成物が、本業務の遂行に必要な範囲を超えてサービス提供者又は第三者に使用又は提供されないこと。	☐ 適合
3	入力等情報及び生成物が、物理的又は論理的に他の利用者から分離して管理され、閲覧、取得又は使用されない環境であること。	☐ 適合
4	入力等情報及び生成物が、通信時及び保存時の暗号化その他の技術的措置により、第三者による不正なアクセス、漏えい、改ざん又は滅失から適切に保護されること。	☐ 適合
5	受注者等が組織として管理するアカウント（事業者向けの契約に基づくものに限り、個人の利用を前提とするプラン又は利用規約の内容を個別に確認することができないサービスに係るものを除く。）を使用し、利用者及びアクセス権限を本業務に必要な者及び範囲に限定するとともに、適切な認証管理が行われていること。受注者等は、生成 AI の利用者の一覧を作成し、本業務の期間中これを最新の状態に保持すること。	☐ 適合
6	生成 AI サービス上における入力等情報及び生成物の保存の有無、保存場所及び保存期間が明確であり、保存されない設定又は本業務の遂行に必要な最小限の期間に限り保存され、当該期間の経過後若しくは本業務終了後に削除される設定若しくは運用となっていること。ただし、次に掲げる情報については削除を要しない。この場合、受注者等は、本業務における生成 AI の利用終了後、当該情報を本業務以外の目的で利用し、又は生成 AI による新たな処理に用いないこと。 （ア）受注者等又はサービス提供者が、法令遵守、セキュリティ確保その他これらに準ずる目的で保持する情報であって、受注者等が削除することができない情報 （イ）生成 AI サービスの機能若しくは仕様又は情報の管理単位により、本業務に係る情報を合理的に区分して削除することが困難な情報	☐ 適合
7	サービス上の利用履歴等の記録により、サービス所定の保存期間内に利用状況を確認できること。	☐ 適合
8	入力等情報及び生成物を本業務の遂行に必要な範囲でのみ取り扱い、本業務以外の目的で使用し、又は発注者の承諾なく第三者に提供しないために必要な管理が行われていること。	☐ 適合
9	再委託先等に生成 AI を利用させる場合に、当該利用が本契約に反しないことを確認するとともに、当該再委託先等に本項の安全要件を遵守させるために必要な管理が行われていること。	☐ 適合 ☐ 該当なし
10	事故、本項の安全要件への不適合又はこれらのおそれを把握した場合に、直ちに生成 AI の利用を停止し、速やかに発注者に報告するための体制が整備されていること。	☐ 適合
11	利用規約、契約プラン、利用環境、設定等の変更を把握し、変更後の利用開始前に No. 1 から No. 10 の安全要件への適合を再確認するための管理が行われていること。	☐ 適合

3 受注者の確認及び誓約

- ・受注者は、本書の記載内容が真実かつ正確であり、利用する生成 AI が本書「2 安全要件への適合確認」（以下、「適合確認」という。）に掲げる安全要件に適合していることを確認するとともに、生成 AI の利用に当たり、仕様書別紙に定める条件及び手続を遵守します。再委託先等に生成 AI を利用させる場合は、仕様書別紙「9 再委託」に定めるところにより、当該再委託先等にも遵守させます。（再委託先等に生成 AI を利用しない場合は、適合確認 No. 9 については「該当なし」となります。）
- ・受注者は、生成 AI に入力等する情報を本業務の遂行に必要な範囲に限定し、仕様書別紙「4 入力等条件」（1）に定める生成 AI に入力等をしてはならない情報を入力等しないことを誓約します。
- ・受注者は、同意取得個人情報を生成 AI に入力等する場合、仕様書別紙「4 入力等条件」（3）に定める確認を行うとともに、当該確認に係る記録を保持し、発注者の求めに応じて提示します。
- ・本書の提出及び発注者による生成 AI の利用を開始して差し支えない旨の連絡又は仕様書別紙「3 生成 AI を利用するための条件及び手続」（4）に基づく発注者の確認若しくは措置は、発注者が生成 AI の安全性又は適合性を保証するものではなく、受注者等の本契約及び仕様書別紙に基づく義務及び責任を免除し、又は軽減するものではないことを確認します。

以上について確認し、誓約します。

提出日	令和 年 月 日
商号又は名称	
代表者氏名	印
作成者 (担当部署/氏名)	担当部署： 氏名：
連絡先 (電話番号/メールアドレス)	電話番号： メールアドレス：